

平成30年度
坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員募集案内



募集職種等	事務職	} 若干名
	技術職（土木）	
	技術職（電気）	
	技術職（化学）	

受付期間 8月31日（金）～9月7日（金）

第一次試験 10月14日（日）

第二次試験 第一次試験合格者を対象に11月中旬予定

試験に関する問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 庶務課庶務担当

〒350-0214 坂戸市千代田一丁目1番16号

Tel.049-283-1957(内線503～507)

ホームページアドレス <http://www.sakatsuru-suido.or.jp>

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定人員	受験資格
事務職	若干名	高等学校若しくは大学（短期大学、これに準ずる学校を含む。）を卒業又は平成 31 年 3 月までに卒業見込みの人で、次の年齢要件を満たす人 ・ 大学 : 平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ・ 短大 : 平成 4 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ・ 高校 : 平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた人
技術職 (土木)		
技術職 (電気)		
技術職 (化学)		

※大学、短期大学、高等学校とは、学校教育法第 1 条に定めるものをいいます。

ただし、学校教育法による専修学校のうち、修業年限が 2 年以上であり、かつ授業時間が年間 1,600 時間以上である日本国、又は都道府県の認可を受けた学校は短期大学扱いとします。

※次のいずれかに該当する人は受験できません。

①日本国籍を有しない人

②地方公務員法第 16 条の規定に該当する欠格条項に該当する人（以下はその内容です。）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 坂戸、鶴ヶ島水道企業団において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 申込手続

(1) 提出書類（各 1 通）

①坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員採用資格取得試験申込書

- ・ 高校生は、高等学校就職統一応募用紙でも受け付けます。

②受験票

- ・ 氏名を記入してください。

③卒業証明書又は卒業見込証明書（最終学歴のもの）

④成績証明書（最終学歴のもの）

- ・ 高等学校就職統一応募用紙を提出される人については、用紙中に成績証明があれば提出不要です。

⑤写真 2 枚（縦 4cm×横 3cm）

- ・ 写真は 3 か月以内に撮影した上半身・無帽・正面向きを使用してください。

- ・裏面に氏名を記入し、試験申込書と受験票それぞれに貼付してください。

※試験申込書・受験票は、水道企業団のホームページからダウンロードできます。

試験申込書はA4用紙に両面印刷、受験票はA4用紙に印刷してください。

※証明書については、3か月以内に発行のものを提出してください。

※卒業見込証明書・成績証明書について、学校の事情により受付期間内に提出できない場合は、手続の際に申し出てください。

(2) 受付期間等

- ①受付期間 平成30年8月31日(金)～9月7日(金)
ただし、土曜日・日曜日は除く。
- ②受付時間 午前8時30分～午後5時00分
- ③受付場所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 庶務課庶務担当
坂戸市千代田一丁目1番16号
(坂戸鶴ヶ島上下水道合同庁舎2階)

(3) その他

- ①書類提出後、その場で受験票の交付を受けてください。書類に不備があった場合については、一切受け付けません。
- ②郵送による申込は、一切受け付けません。受験申込書の確認等がありますので、原則として受験者本人が直接持参してください。代理人による場合でも受け付けますが、申込書の内容について確認できる方としてください。
- ③提出された書類は、一切お返しいたしません。

3 試験の日時、会場、合格発表

試験	日時	会場	合格発表
第一次	平成30年10月14日(日) 受付時間 午前9時30分～午前9時45分 試験開始 午前10時00分	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	合格者の受験番号を企業団ホームページに掲載します。
第二次	試験日時については、第一次試験合格者に別途通知します。	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	合格者には、別途通知します。

※会場等について、応募状況により変更する場合があります。水道企業団のホームページにて公表しますので、確認してください。

※試験を欠席する場合は、早めに必ず連絡をしてください。(メール可)

E-mail:shomu@sakatsuru-suido.or.jp

4 試験の方法及び内容

(1) 第一次試験

試験種目	内 容
教養試験 10：00～12：00（120分）	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について、択一式の試験を行います。
職場適応性検査 13：00～13：20（20分）	職務遂行上必要な素質及び適正についての検査を行います。
作文試験 13：50～15：20（90分）	文章による表現力、課題に対する理解力、その他の能力について、記述式の試験を行います。

(2) 第二次試験

試験種目	内 容
面接試験	人物について、個別面接による試験を行います。

※第二次試験は、第一次試験合格者に対して行います。

5 合格から採用まで

- (1) この試験は、職員として採用されるための資格取得試験であり、合格者は、採用候補者名簿に登載された中から、欠員に応じて逐次採用されます。
- (2) 採用時期は、平成31年4月1日以降で、採用後は、各部署に配属されます。
- (3) 採用候補者名簿は、平成32年（2020年）3月31日まで有効です。
- (4) 地方公務員法の規定により、職員の採用は全て条件付採用となり、6か月間良好な成績で勤務したときに正式採用となります。
- (5) 次の事項に該当する場合は、採用候補者名簿から削除されます。
 - ①提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ②卒業見込みの方が卒業できなかった場合（資格・免許取得見込みの方が免許・資格を取得できなかった場合）
 - ③心身の故障その他の理由により、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになった場合
 - ④採用候補者として信用を失墜する行為（非違行為）を行った場合

6 採用されてから

(1) 給与

- ①初任給（平成 30 年 4 月 1 日現在で、地域手当を含みます。）
大学卒 204,380 円、短大卒 185,460 円、高校卒 172,480 円
- ②上記の他、支給要件に該当する人には、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- ③卒業後に一定の経験があった場合は、所定の基準により金額が加算されます。
- ④昇給は、原則として年 1 回行われます。
- ⑤採用までに給与改定があった場合は、改定後の給与になります。
- ⑥採用後は、職種に拘らず水道事業全般に従事することとなります。

(2) 勤務時間

勤務は、原則として月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。ただし、勤務の特殊性により、通常と異なった勤務時間が適用になることがあります。

(3) 休暇

年間 20 日の年次有給休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚、忌引、出産等の場合に与えられる特別休暇等があります。

(4) 共済制度

職員は、埼玉縣市町村職員共済組合の組合員となり、病気、出産等の場合には各種の給付が受けられます。その他、厚生施設の利用及び必要に応じた貸付金の制度などがあります。

※勤務条件等については、改定されることがあります。

緊急連絡先（第一次試験当日専用）

090-2454-1812（10月14日のみ）